

令和2年度の市・県民税における主な改正点は次のとおりです

■ふるさと納税制度の見直し

○ふるさと納税（個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除部分）の対象となる地方団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定します。

※対象となる地方団体は総務省ふるさと納税ポータルサイトで確認してください。

○指定対象外の団体に対して令和元年6月1日以後に支出された寄附金はふるさと納税の対象外となります。

（注）個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除部分は対象外になりますが、所得税の所得控除及び個人住民税の基本控除は対象になります。

■住宅借入金等特別税額控除の拡充

○消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間が3年延長（現行10年間→13年間）されます。

○11年目以降の3年間については、消費税2%引き上げ分の負担に着目した控除額の控除額の上限が設定されます。

具体的には各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除します。

① 建物購入価格の2/3%

② 住宅ローン年末残高の1%

⇒3年間で消費税増税分にあたる「建物購入価格の2%（2/3%×3年）」の範囲で控除されます。ただし、住宅ローン残高が少ない場合は、現行制度通り住宅ローン年末残高に応じて控除されます。

○個人住民税の税額控除は「住宅借入金等特別税額控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額」または「所得税の課税総所得金額の7%（最高136,500円）」のいずれか少ない額が適用されます。